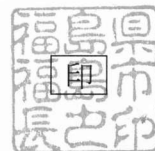


(別記様式4 内容変更承認申請書)

27 企 第 186号
平成27年10月19日

文 部 科 学 大 臣 殿

福島市 市長 小 林 香



福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付決定内容変更承認申請書

平成27年5月1日付け 27教財第163-1号で交付の決定を受けた福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり内容を変更したいので、承認されるよう申請する。

記

- | | |
|---------|--------------------|
| 1 交付決定額 | <u>21,896千円</u> |
| 2 変更後の額 | <u>367,881千円</u> |
| 3 変更増減額 | <u>345,985千円</u> |
| 4 変更の事由 | 基幹事業及び効果促進事業の追加のため |

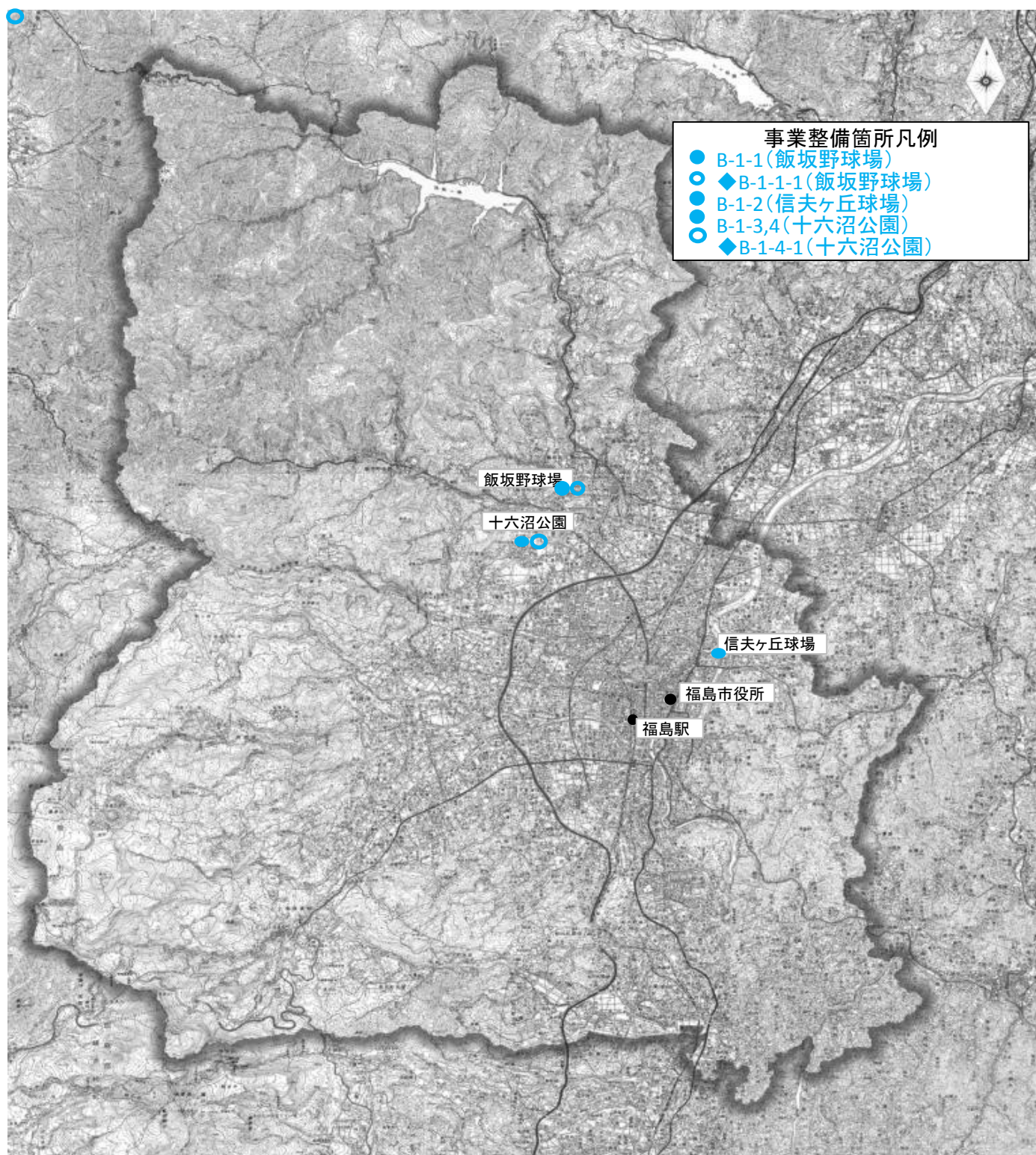
注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

計画の目標		
東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染により、子ども達の屋外での運動の機会が減り、事故以前と比較して体力の低下や肥満傾向の拡大が深刻であり、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。 施設等の除染により、市の所管する体育施設の利用者は震災前の水準まで回復してきてはいるが、放射性物質に対する不安は根強く残っており、外遊びを敬遠している家庭が多く、子どもが十分に体を動かす機会が確保されているとは言い難い状況である。 このような状況の中、原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と早急に体力向上を図るため、子どもが安心・安全に思う存分体を動かせる多目的運動場を整備するとともに、多目的運動場に上屋を整備し、年間を通じて運動できる環境の整備を行う。また、整備予定地は市の郊外に位置するため、子どもが利用する場合、多くは保護者等の乗用車で訪れることが想定されることから、利用者の利便性の向上を図るため、駐車場を整備する。 これらの事業は、福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」（抜粋）を具現化するものである。 市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」（抜粋）に合致するものである。		
計画の区域		
1. 計画の区域 ＜事業実施箇所＞ ・第1回		
A-1-1	春日保育所 渡利保育所 笹谷保育所 杉妻保育所 余目保育所 平野保育所 東浜保育所 蓬萊保育所 野田保育所 蓬萊第二保育所 御山保育所 飯野おひさま保育所 飯野あおぞら保育所 渡利児童センター 蓬萊児童センター	春日町地内 渡利字柳小路地内 笹谷字西谷地地内 黒岩字田部屋地内 宮代字作田地内 飯坂町平野字西海枝前地内 東浜町地内 蓬萊町五丁目地内 野田町七丁目地内 蓬萊町二丁目地内 御山字一本木地内 飯野町字経檀地内 飯野町大久保字上戸地内 渡利字番匠町地内 蓬萊町四丁目地内
A-1-2	UFOの里UFO広場	飯野町青木字小手神森地内
A-1-3	農村ミュージアム公園（都市公園）	荒井字上鷺西地内
B-1-1	飯坂野球場	飯坂町字館地内
C-1-1	松川工業第一公園	松川町字天王原地内
C-1-2	新浜公園（都市公園）	新浜町地内
C-1-3	十六沼公園（都市公園）	大笹生字俎板山地内

C-1-4	農村マニファクチャー公園（都市公園） 荒井字上鷺西地内	
・第2回		
A-1-4	信夫山公園	太子堂ほか地内
	森合緑地公園	森合字西養山ほか地内
	森合運動公園	森合字上柳内地内
	南向台第2公園	南向台一丁目地内
	弥生公園	黒岩字弥生地内
	松北公園	南沢又字松北町二丁目地内
	桜公園	瀬上町字桜町二丁目地内
	ふくしま北中央公園	南矢野目字清水前地内
	俎板山公園	大笹生字俎板山地内
	笹谷公園	笹谷字道場地内
	古館公園	飯坂町字古館地内
	大森城山公園	大森字本丸地内
	飯野堰堤公園	飯野町字長畑地内
A-1-5	福島隣保館保育所	須川町地内
	福島ふたば保育園	大森字館ノ内地内
	三育保育園	笹谷字城場地内
	とやの保育園	鳥谷野字梅ノ木地内
	鳥川保育園	上鳥渡字東谷地地内
	福島東保育園	鎌田字沢田地内
	おかやま保育園	岡部字倉ノ内地内
	福島ゆかり保育園	丸子字沢目地内
	あづま保育園	笹木野字下屋敷地内
	東浜児童センター	東浜町地内
	野田児童センター	笹木野字館地内
・第3回		
A-1-6	宮代公園	宮代字樋ノ口地内
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	
	福島市町庭坂字小峠地内	
・第4回		
A-1-7	しのぶ台第2公園	上鳥渡字しのぶ台地内
	狼ヶ森児童遊び場	松川町水原字狼ヶ森向地内
	太平寺児童遊園	太平寺字町ノ内地内
	共楽公園	伏拝字行人前地内
	タウン蓬莱町1号公園	蓬莱町二丁目地内
	乳児池公園	宮代字乳児池地内
	道北公園	飯坂町平野字東道下地内
	穴田公園	西中央三丁目地内
	野田中央公園	南中央二丁目地内
	志田児童遊び場	在庭坂字西後志田地内
B-1-2	信夫ヶ丘球場	古川地内（五十辺地区）
◆B-1-1-1	（飯坂野球場）プレイリーダー育成事業ほか効果促進事業	
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	

福島市町庭坂字小峠地内		
(子育て定住支援住宅) 駐車場整備		
◆ C-2-1-1		
・ 第5回		
A-1-8	荒川桜つつみ河川公園 弁天山公園 萩公園 土合館公園	八木田字井戸上地内 渡利字弁天山地内 蓬萊町七丁目地内 松川町字土合館地内
第6回		
A-1-9	福島市立福島第一小学校 福島市立三河台小学校 福島市立渡利小学校 福島市立北沢又小学校 福島市立岡山小学校 福島市立鎌田小学校 福島市立月輪小学校 福島市立湯野小学校 福島市立庭坂小学校	杉妻町地内 三河南町地内 渡利字八幡町地内 北沢又字愛宕地内 山口字上中田地内 丸子字石名田地内 鎌田字早津小屋地内 飯坂町湯野字台地内 町庭坂字愛宕堂地内
A-1-10	飯坂恵泉幼稚園 福島わかば幼稚園 福島学院大学附属幼稚園	飯坂町湯野字八卦下地内 笹木野字中西裏地内 宮代字乳児池地内
C-1-5	勝口公園(都市公園)	野田町字加賀屋敷地内
・ 第7回		
B-1-3	十六沼公園多目的運動場整備事業(設計) 福島市大笹生字俎板山地内	
B-1-4	十六沼公園多目的運動場上屋新築事業(設計) 福島市大笹生字俎板山地内	
◆ C-1-4-1 (農村マニファクチャー公園) プレイリーダー育成事業ほか効果促進事業		
・ 第9回		
B-1-3	十六沼公園多目的運動場整備事業(工事) 福島市大笹生字俎板山地内	
B-1-4	十六沼公園多目的運動場上屋新築事業(工事) 福島市大笹生字俎板山地内	
◆ B-1-4-1 (十六沼公園多目的運動場) 駐車場整備		
<事業の効果が見込まれる区域> 福島市全域		
<位置図> 別紙のとおり		

定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



(様式1-2)

福島市 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

平成27年8月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	各年度の交付対象事業費(注3)			小計	全体事業費 (注4)	全体事業 期間 (注5)	備考
						平成25年度	平成26年度	平成27年度				その他(注6)
1	A - 1 - 1	公立保育所等遊具更新事業	福島市 公立保育所13箇所 公立児童センター2箇所	市	福島市	(209,494) 0 <209,494>			(209,494) 0 <209,494>	280,000	25 ~ 25	
2	A - 1 - 2	UFO広場遊具更新事業	福島市飯野町青木地区 UFO の里UFO広場	市	福島市	(3,450) 0 <3,450>			(3,450) 0 <3,450>	134,330	25 ~ 25	
3	A - 1 - 3	農村マニファクチャー公園遊具更新事業	福島市荒井地区 福島市農村マ ニファクチャー公園	市	福島市	(14,000) 0 <14,000>			(14,000) 0 <14,000>	14,000	25 ~ 25	
4	B - 1 - 1	飯坂野球場整備事業	飯坂地区 飯坂野球場	市	福島市	(139,700) 0 <139,700>			(139,700) 0 <139,700>	139,700	25 ~ 25	
5	C - 1 - 1	松川工業第1公園整備事業	南部、松川町地内、松川工業団 地第1公園	市	福島市	(268,700) 0 <268,700>			(268,700) 0 <268,700>	268,700	25 ~ 25	
6	C - 1 - 2	新浜公園整備事業	中央部、新浜町地内、新浜公園	市	福島市	(52,000) 0 <52,000>			(52,000) 0 <52,000>	52,000	25 ~ 25	
7	C - 1 - 3	十六沼公園整備事業	北部、大笹生地内、十六沼公園	市	福島市	(33,000) 0 <33,000>			(33,000) 0 <33,000>	33,000	25 ~ 25	
8	C - 1 - 4	農村マニファクチャー公園整備事業	西部、荒井地区、農村マニファ クチャー公園	市	福島市	(350,000) 0 <350,000>			(350,000) 0 <350,000>	350,000	25 ~ 25	
9	A - 1 - 4	公園遊具更新事業	市内公園13箇所	市	福島市	(235,355) 0 <235,355>			(235,355) 0 <235,355>	235,355	25 ~ 25	
10	A - 1 - 5	私立保育所等遊具更新事業	市内私立保育所9箇所 市内私立児童センター2箇所	市	福島市	(120,229) 0 <120,229>			(120,229) 0 <120,229>	120,229	25 ~ 25	
11	C - 2 - 1	子育て定住支援賃貸住宅事業	福島市西部の市街化区域(町庭 坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	(25,000) 0 <25,000>	(365,628) 0 <365,628>		(390,628) 0 <390,628>	1,248,040	25 ~ 26	
12	A - 1 - 6	宮代公園遊具更新事業	宮代地区	市	福島市	(15,335) 0 <15,335>			(15,335) 0 <15,335>	15,335	25 ~ 25	
13	A - 1 - 7	児童遊園等遊具更新事業	市内児童遊園等10箇所	市	福島市	(0) 0 <0>	(84,600) 0 <84,600>		(84,600) 0 <84,600>	84,600	26 ~ 26	
14	◆ B - 1 - 1 - 1	プレイリーダー育成事業	飯坂地区 飯坂野球場 ほか	市	福島市	(0) 0 <0>	(2,000) 0 <2,000>		(2,000) 0 <2,000>	2,000	26 ~ 26	
15	B - 1 - 2	信夫ヶ丘球場整備事業	五十辺地区 信夫ヶ丘球場	市	福島市	(0) 0 <0>	(68,335) 0 <68,335>		(68,335) 0 <68,335>	68,335	26 ~ 26	

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	各年度の交付対象事業費(注3)			小計	全体事業費 (注4)	全体事業 期間 (注5)	備考
						平成25年度	平成26年度	平成27年度				その他(注6)
16	◆ C - 2 - 1 - 1	子育て支援定住賃貸住宅屋外整備事業	福島市西部の市街化区域(町庭坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	(0) 0 <0>	(2,824) 0 <2,824>		(2,824) 0 <2,824>	7,060	26 ~ 26	
17	A - 1 - 8	地区公園等遊具更新事業	市内地区公園等4箇所	市	福島市	(0) 0 <0>	(149,633) 0 <149,633>		(149,633) 0 <149,633>	149,633	26 ~ 26	
18	A - 1 - 9	小学校遊具更新事業	市立小学校9校	市	福島市	(0) 0 <0>	(216,344) 0 <216,344>		(216,344) 0 <216,344>	216,344	26 ~ 26	
19	A - 1 - 10	私立幼稚園遊具更新事業	私立幼稚園3園	市	福島市	(0) 0 <0>	(37,063) 0 <37,063>		(37,063) 0 <37,063>	37,063	26 ~ 26	
20	C - 1 - 5	勝口公園整備事業	野田町地区、勝口公園	市	福島市	(0) 0 <0>	(103,878) 0 <103,878>		(103,878) 0 <103,878>	103,878	26 ~ 26	
21	B - 1 - 3	十六沼公園多目的運動場整備事業	大笹生地内、十六沼公園北側	市	福島市	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(12,138) 204,717 <216,855>	(12,138) 204,717 <216,855>	216,855	27 ~ 27	
22	◆ C - 1 - 4 - 1	プレイリーダー育成事業	荒井地区 農村マニファクチャー公園	市	福島市	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(1,526) 0 <1,526>	(1,526) 0 <1,526>	1,526	27 ~ 27	
23	B - 1 - 4	十六沼公園多目的運動場上屋新築事業	大笹生地内、十六沼公園北側	市	福島市	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(31,222) 437,679 <468,901>	(31,222) 437,679 <468,901>	468,901	27 ~ 27	
24	◆ B - 1 - 4 - 1	十六沼公園多目的運動場駐車場事業	大笹生地内、十六沼公園北側	市	福島市	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 43,154 <43,154>	(0) 43,154 <43,154>	43,154	27 ~ 27	
				合 計		(1,466,263) 0 <1,466,263>	(1,030,305) 0 <1,030,305>	(44,886) 685,550 <730,436>	(2,541,454) 685,550 <3,227,004>			
				(うち基幹事業)		(1,466,263) 0 <1,466,263>	(1,025,481) 0 <1,025,481>	(43,360) 642,396 <685,756>	(2,535,104) 642,396 <3,177,500>			
				(うち効果促進事業)		(0) 0 <0>	(4,824) 0 <4,824>	(1,526) 43,154 <44,680>	(6,350) 43,154 <49,504>			

県名	福島県	担当部局名	政策推進部企画経営課	担当者氏名	伊勢洋一郎
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	kikaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp

- (注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注3)「各年度の交付対象事業費」は、上段()書きは前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。総交付対象事業費については、各年度の交付決定額及び今回申請額の和を記載する。
- (注4)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。(ただし用地費など交付対象外費用は含めない)
- (注5)「全体事業期間」は、平成26年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成26年度以降も含めて記載する。
- (注6)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
- (注7)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	十六沼公園多目的運動場整備事業		事業番号	B-1-3
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		216,855 (千円)	全体事業費		216,855 (千円)	
事業概要						
○事業概要 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、子どもの運動機会が減り、事故以前と比較して体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。 原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、放射性物質の影響や天候などを気にすることなく子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、多目的運動場を整備するものである。 整備内容 敷地面積=8,440 m²うちプレイコート(人工芝)(1,200 m²=30m×40m)、トイレ(35 m²)、倉庫(96.6 m²) 工程：平成 27 年度 測量設計、基本・実施設計、本工事 ○定住緊急支援事業計画と本市復興計画との整合性 市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」(抜粋)と位置づけたものの具現化である。 また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」(抜粋)に合致するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出状況及びそれにより生じている地域復興における支障別紙資料のとおり ○事業実施の必要性(制度要綱第 5 の 1) 原発事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、震災前と比べ子どもが運動できる場所は減少し、体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。 原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、子どもが安心・安全に思う存分体を動かせる多目的運動場を整備する必要がある。 ○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと(制度要綱第 5 の 4 の二①) 原発事故の影響により、市内の飯野地区運動場と松川地区運動場に避難者用の仮設住宅が建設され、未だにこの状況が改善される見込みは立っていない。飯野地区運動場(5,677 m²)と松川地区運動場(3,955 m²)は、原発事故前はスポーツ少年団活動や幼稚園等の運動会のほか、放課後に子どもがキャッチボールやドッジボール遊びをするなど気軽にのびのびとスポーツ活動のできる子どもの運動場として活用されていたが、仮設住宅が建設されたことにより運動場としての利用は難しい状況である。 このような状況の中、平成 25 年度に実施した小学生及び中学生の運動能力調査の結果を全国平均と本市						

平均で比較すると、小学生では全 96 項目中 72 項目、中学生では全 48 項目中 42 項目が下回っており、また、震災前の平成 22 年度調査結果と比べても、小学生では全国平均を下回る項目が 13 項目増えるなど、原子力災害に起因し子どもの運動機会の確保が十分に図られていないことの影響は深刻である。

○地方公共団体における既存運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

上述した通り、原発事故後、市内 2 箇所の運動場に仮設住宅が建設されており、運動場として利用できなくなっている。

また、市の既存運動施設は、このような状況も受け利用がひっ迫しており、利用者調整のため抽選を行っている状況であり、施設の新設を行わない限り、この状況を改善できる見込みはなく、子どもの運動機会の確保を図るために優先的に使用させることが困難な状況である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること。（制度要綱第 5 の 4 の二①）

原発事故の影響により、子どもが屋外でスポーツや体力づくりをできる機会が減少していることから、失われた子どもの屋外での運動機会を確保するため、屋外の運動ができる多目的運動場を整備するものであり、子どもの運動機会の継続的な確保を図り、より安心・安全に運動に取り組むことが出来るよう整備する。

整備内容として、多目的プレイコート（人工芝施工、1,200 m²）を整備し、一般開放のほかに、スポーツ少年団や中学校の部活動で軟式野球やソフトボール、サッカー、フットベースといった屋外種目の団体練習にも活用できるようにする。

なお、当該施設は十六沼公園体育施設（体育館、サッカー場、自由広場等）の隣接地へ整備するものであり、既存施設（指定管理者が管理）との一体的な管理が可能のため、安定的な運営が期待でき、中長期的な予算、人員の確保が可能である。

○交通アクセス及び広域利用について（制度要綱第 5 の 4 の二②）

整備予定の十六沼公園は、本市の北部に位置しており、東北自動車道飯坂 IC から近く、国道 13 号線や県道 5 号上名倉飯坂伊達線等のアクセス道路が整備されており、駐車場も備えていることから、平日・休日問わず、団体利用や親子連れで利用する際に車での来場が容易である。併せて、平成 26 年 11 月より当公園への福島交通路線バスの運行が始まり、よりアクセスしやすい環境となっている。

また、平成 29 年度には東北中央自動車道が開通予定であり、十六沼公園近郊に大笹生 IC（仮称）が建設され、市内のみならず広域的な利用の促進についても期待ができる。

○整備を予定している施設における運動の効果をいっそう向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

本事業の効果をより高めるために、福島市スポーツ振興公社や福島市体育協会など関係団体と連携を図り、有名スポーツ選手等を招聘してスポーツ教室を開催するほか、当交付金で育成したプレイリーダーを活用し体力向上に向けた支援を行うなど、子ども達の運動への意欲を高める取り組みを実施し、運動する機会を継続的に確保できるよう工夫する。

○その他（事業の評価・検証方法）

子ども達の体力・運動能力の回復については、引き続き体力・運動能力調査を実施し、全国値と比較することで評価・検証を行い、また、運動機会の増加については、利用者等に子ども達の運動機会の増減に関するアンケート調査を実施することにより評価・検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等工程表(平成27年度)

平成27年8月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	市	No.	21	事業番号	B-1-3	事業名	十六沼公園多目的運動場整備事	事業実施主体	福島市
項 目	平成27年度								備 考
	第1四半期			第2四半期		第3四半期		第4四半期	
法定手続き・許認可等									
地域等の合意形成									
調査・測量・設計									
用地買収									
多目的運動場整備工事									
その他(議会等)									

(注) 上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注) 同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注) 平成25年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	23	事業名	十六沼公園多目的運動場上屋新築事業		事業番号	B-1-4
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		468,901 (千円)	全体事業費		468,901 (千円)	
事業概要						
○事業概要 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、子どもの運動機会が減り、事故以前と比較して体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。 原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と体力向上を図るため、年間を通じて多目的運動場が利用できるよう、上屋を整備するものである。 整備内容 構造：A=1,200 m² 上屋（屋根：膜構造、壁：通常は開放、荒天時は幕を下げて使用、照明設置） 工程：平成 27 年度 地質調査、基本・実施設計、本工事 ○定住緊急支援事業計画と本市復興計画との整合性 市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」（抜粋）と位置づけたものの具現化である。 また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」（抜粋）に合致するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出状況及びそれにより生じている地域復興における支障 別紙資料のとおり ○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1） 原発事故により、これまで子ども達が運動していた運動場に避難者用の仮設住宅が建設されるなど、震災前と比べ子どもが運動できる場所は減少し、体力の低下や肥満出現率の増大が深刻となっており、地域の将来を支える子どもの心身の健全な育成に大きな懸念がある。 原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と早急に体力向上を図るため、子どもが安心・安全に思う存分体を動かせる多目的運動場の整備と併せ、多目的運動場の上屋を整備し、年間を通じて運動できる環境を整備する必要がある。 ○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①） 原発事故の影響により、市内の飯野地区運動場と松川地区運動場に避難者用の仮設住宅が建設され、未だにこの状況が改善される見込みは立っていない。飯野地区運動場（5,677 m²）と松川地区運動場（3,955 m²）は、原発事故前はスポーツ少年団活動や幼稚園等の運動会のほか、放課後に子どもがキャッチボール						

やドッジボール遊びをするなど気軽にのびのびとスポーツ活動のできる子どもの運動場として活用されていたが、仮設住宅が建設されたことにより運動場としての利用は難しい状況である。

このような状況の中、平成 25 年度に実施した小学生及び中学生の運動能力調査の結果を全国平均と本市平均と比較すると、小学生では全 96 項目中 72 項目、中学生では全 48 項目中 42 項目が下回っており、また、震災前の平成 22 年度調査結果と比べても、小学生では全国平均を下回る項目が 13 項目増えるなど、原子力災害に起因し子どもの運動機会の確保が十分に図られていないことの影響は深刻である。

○地方公共団体における既存運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

上述した通り、原発事故後、市内 2 箇所の運動場に仮設住宅が建設されており、運動場として利用できなくなっている。

また、市の既存運動施設は、このような状況も受け利用がひっ迫しており、利用者調整のため抽選を行っている状況であり、施設の新設を行わない限り、この状況を改善できる見込みはなく、子どもの運動機会の確保を図るために優先的に使用させることが困難な状況である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること。（制度要綱第 5 の 4 の二①）

原発事故の影響により、子どもが屋外でスポーツや体力づくりをできる機会が減少していることから、失われた子どもの屋外での運動機会を確保するため、屋外の運動ができる多目的運動場を整備するとともに、早急に子どもの体力を向上させるため、年間を通じて運動ができるよう多目的運動場に上屋を整備し、子どもの運動機会の継続的な確保を図り、より安心・安全に運動に取り組むことが出来るよう整備する。

なお、当該施設は十六沼公園体育施設（体育館、サッカー場、自由広場等）の隣接地へ整備するものであり、既存施設（指定管理者が管理）との一体的な管理が可能のため、安定的な運営が期待でき、中長期的な予算、人員の確保が可能である。

○交通アクセス及び広域利用について（制度要綱第 5 の 4 の二②）

整備予定の十六沼公園は、本市の北部に位置しており、東北自動車道飯坂 IC から近く、国道 13 号線や県道 5 号上名倉飯坂伊達線等のアクセス道路が整備されており、駐車場も備えていることから、平日・休日問わず、団体利用や親子連れで利用する際に車での来場が容易である。併せて、平成 26 年 11 月より当公園への福島交道路線バスの運行が始まり、よりアクセスしやすい環境となっている。

また、平成 29 年度には東北中央自動車道が開通予定であり、十六沼公園近郊に大笹生 IC（仮称）が建設され、市内のみならず広域的な利用の促進についても期待ができる。

○整備を予定している施設における運動の効果をいっそう向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

本事業の効果をより高めるために、福島市スポーツ振興公社や福島市体育協会など関係団体と連携を図り、有名スポーツ選手等を招聘してスポーツ教室を開催するほか、当交付金で育成したプレイリーダーを活用し体力向上に向けた支援を行うなど、子ども達の運動への意欲を高める取り組みを実施し、運動する機会を継続的に確保できるよう工夫する。

○その他（事業の評価・検証方法）

子ども達の体力・運動能力の回復については、引き続き体力・運動能力調査を実施し、全国値と比較することで評価・検証を行い、また、運動機会の増加については、利用者等に子ども達の運動機会の増減に関するアンケート調査を実施することにより評価・検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(参考様式)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等工程表(平成27年度)

平成27年8月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	市	No.	23 事業番号	B-1-4	事業名	十六沼公園多目的運動場上屋整備事業	事業実施主体	福島市	
項 目	平成27年度								
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		備 考
法定手続き・許認可等									
地域等の合意形成									
調査・測量・設計									
用地買収									
多目的運動場上屋新築工事									
その他(議会等)									

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成25年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	十六沼公園多目的運動場駐車場整備事業		事業番号	◆B-1-4-1
交付団体		福島市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		43,154 (千円)	全体事業費		76,073 (千円)	
事業概要						
○事業概要 基幹事業として十六沼公園に多目的運動場を整備するのに併せて、利用者の利便性の向上と利用促進を図るため駐車場の整備を行うものである。 多目的運動場の整備については、天候に左右されることなく年間を通じて活用できるよう上屋を整備し、子どもの屋外での運動機会を確保するため実施するものであり、子どもたちがより安心・安全に運動に取り組むことが出来るよう多目的プレイコート（人工芝施工、1,200 m²）を整備し、一般開放のほかに、スポーツ少年団や中学校の部活動で軟式野球やソフトボール、サッカー、フットベースといった屋外種目の団体練習にも活用できるようにするものである。 多目的運動場の整備と併せて今回整備する駐車場は、主な利用者である小・中学生の送迎、試合等開催の際に必要な最低限の駐車台数を確保し、利用者の利便性の向上とそれによる多目的運動場の利用促進を図ることで、原発事故により失われた子ども達の運動機会の確保と体力向上につなげていくことを目的とする。 整備内容 駐車台数 98 台（うち大型 6 台） アスファルト舗装 面積 6,482 m² ○定住緊急支援事業計画と本市復興計画との整合性 市復興計画において、「子どもプロジェクト」の「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します」（抜粋）と位置づけたものの具現化である。 また、市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます」（抜粋）に合致するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出状況及びそれにより生じている地域復興における支障別紙資料のとおり ○事業実施の必要性（制度要綱第 5 の 1） 原発事故により失われた子どもたちの運動機会の確保と体力向上を図るため、子どもが安心・安全に思う存分体を動かせる多目的運動場を整備する基幹事業において、子どもが利用する場合、立地上、保護者等の乗用車等で利用することが多くなると想定されることから、利便性を確保するため駐車場の整備を行う必要がある。 ○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第 5 の 4 の二①） 原発事故の影響により、市内の飯野地区運動場と松川地区運動場に避難者用の仮設住宅が建設され、未だにこの状況が改善される見込みは立っていない。飯野地区運動場（5,677 m²）と松川地区運動場（3,955						

m)は、原発事故前はスポーツ少年団活動や幼稚園等の運動会のほか、放課後に子どもがキャッチボールやドッジボール遊びをするなど気軽にのびのびとスポーツ活動のできる子どもの運動場として活用されていたが、仮設住宅が建設されたことにより運動場としての利用は難しい状況である。

このような状況の中、平成 25 年度に実施した小学生及び中学生の運動能力調査の結果を全国平均と本市平均で比較すると、小学生では全 96 項目中 72 項目、中学生では全 48 項目中 42 項目が下回っており、また、震災前の平成 22 年度調査結果と比べても、小学生では全国平均を下回る項目が 13 項目増えるなど、原子力災害に起因し子どもの運動機会の確保が十分に図られていないことの影響は深刻である。

○地方公共団体における既存運動施設が不足していること（制度要綱第 5 の 4 の二①）

上述した通り、原発事故後、市内 2 箇所の運動場に仮設住宅が建設されており、運動場として利用できなくなっている。

また、市の既存運動施設は、このような状況も受け利用がひっ迫しており、利用者調整のため抽選を行っている状況であり、施設の新設を行わない限り、この状況を改善できる見込みはなく、子どもの運動機会の確保を図るために優先的に使用させることが困難な状況である

新設する多目的運動場において、多くの子どもの運動機会の確保を図るとともに利用を促進していくためには、利用者が不便なく利用できる環境を整備する必要があるため、多目的運動場の整備と併せて敷地内に駐車場を整備しなければならない。

○施設等の整備の内容及び方法が事業目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること。（制度要綱第 5 の 4 の二①）

基幹事業として整備する多目的運動場は、一般開放のほかに、市内のスポーツ少年団や中学校の部活動などの練習、市内のスポーツ少年団を集めた試合等での利用を想定している。

最も利用が見込まれるサッカースポーツ少年団を対象とした 8 チームが参加するフットサルの試合を開催した場合、選手、保護者など約 200 名が利用することが想定され、一般開放やスポーツ少年団、部活動の練習などの恒常的な利用のほかに、試合にも対応可能な駐車場の広さを確保する必要がある。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第 5 の 4 の二②）

十六沼公園は、本市の北部に位置しており、東北自動車道飯坂 IC から近く、国道 13 号線や県道 5 号上名倉飯坂伊達線等のアクセス道路が整備されており、平日・休日問わず、団体利用や親子連れで利用する際に車で来場が容易である。

また、平成 29 年度には東北中央自動車道が開通予定であり、十六沼公園近郊に大笹生 IC（仮称）が建設され、市内のみならず広域的な利用の促進についても期待ができる。

○整備を予定している施設における運動の効果をいっそう向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

本事業の効果をより高めるために、福島市スポーツ振興公社や福島市体育協会など関係団体と連携を図り、有名スポーツ選手等を招聘してスポーツ教室を開催するほか、当交付金で育成したプレイリーダーを活用し体力向上に向けた支援を行うなど、子ども達の運動への意欲を高める取り組みを実施し、運動する機会を継続的に確保できるよう工夫する。

○その他（事業の評価・検証方法）

子ども達の体力・運動能力の回復については、引き続き体力・運動能力調査を実施し、全国値と比較することで評価・検証を行い、また、運動機会の増加については、利用者等に子ども達の運動機会の増減に関するアンケート調査を実施することにより評価・検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	B-1-3、B-1-4
事業名	十六沼公園多目的運動場整備事業、十六沼公園多目的運動場上屋新築事業
交付団体	福島市
基幹事業との関連性	
十六沼公園多目的運動場の整備において、天候や放射性物質の影響に左右されずに子どもたちの運動機会の確保と体力向上を図ることのできる環境整備を行うが、併せて利用者の利便性を確保するために駐車場の整備をするものである。	

(参考様式)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等工程表(平成27年度)

平成27年8月現在

※本様式は1-2①・②に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	市	No.	21 事業番号	B-1-3	事業名	十六沼公園多目的運動場駐車場	事業実施主体	福島市
項 目	平成27年度							備 考
	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
法定手続き・許認可等								
地域等の合意形成								
調査・測量・設計								
用地買収								
多目的運動場駐車場整備工事								
その他(議会等)								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)平成25年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。

(様式1－4)

福島市

定住緊急支援事業計画

平成27年度

省庁名：文部科学省

平成27年8月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備 考
							交付対象事業費 (b)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
1	B - 1 - 3	十六沼公園多目的運動場整備事業	大笹生地内 十六沼公園北側	市	福島市	1/2	(12,138) 204,717 <216,855>	(6,069) 102,358 <108,427>	
2	B - 1 - 4	十六沼公園多目的運動場上屋新築事業	大笹生地内 十六沼公園北側	市	福島市	1/2	(31,222) 437,679 <468,901>	(15,611) 218,839 <234,450>	
3	◆ B - 1 - 4 - 1	十六沼公園多目的運動場駐車場整備事業	大笹生地内 十六沼公園北側	市	福島市	1/2	43,154 <43,154>	21,577 <21,577>	
						合計額	(43,360) 685,550 <728,910>	(21,680) 342,774 <364,454>	

都道県名	福島県	担当部局名	政策推進部 企画経営課	担当者氏名	伊勢 洋一郎
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	kikaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。